奈良県告示第四百六十七号

平成二十年三月奈良県告示第四百七十七号（奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一の表第一項中「第十二条第七項」を「第十二条第九項」に、「第十二条第八項」を「第十二条第十項」に、「第十二条の二第八項」を「第十二条の二第十項」に、「第十二条の二第九項」を「第十二条の二第十一項」に、「第十二条の三第六項」を「第十二条の三第七項」に改める。